

地域協働復興の普及啓発事業補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 26 日 31 都市整企第 81 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、都内の民間団体等が実施する、都民等が復興プロセスを学ぶためのセミナーやワークショップ、模擬体験等（地域協働復興の普及啓発事業）の運営経費の一部の補助を行うために必要な事項を定め、首都直下地震等の発災時における迅速で計画的な都市復興の実現に資することを目的とする。

(通則)

第 2 条 この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金交付規則の施行についての通達（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 都内において、都民等（都民及び東京への来訪者）向けに実施する事業であること。
- (2) 都民等が都市復興プロセスを習得することに、十分な成果が期待できる事業であること。
- (3) 次のアからエの一に該当するイベント（準備や片付けなどイベント開催のために必要な作業も含む）又はその組合せであること。
 - ア シンポジウム・フォーラム
 - イ セミナー・講習会
 - ウ ワークショップ
 - エ 模擬体験
- (4) 補助金の交付決定を受けた年度の 3 月 12 日までに完了していること。
- (5) 広く都民等に公開されていること。
- (6) 事業の効果が広範に及ぶこと。
- (7) 営利を目的としない事業であること。
- (8) 政治活動又は宗教活動を目的としない事業であること。
- (9) 公序良俗に違反しない事業であること。

(補助対象事業の実施主体)

第 4 条 補助対象事業の実施主体（以下「実施主体」という。）は、次の各号に全て該当す

るものとする。

(1)次のいずれかの団体であること。

- ア 会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
- イ 一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人）
- ウ 一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般財団法人）
- エ 公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 号に規定する公益社団法人）
- オ 公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 2 号に規定する公益社団法人）
- カ 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学）
- キ 銀行（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条 1 項に規定する銀行）
- ク 信用金庫（信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）に規定する信用金庫）及び信用組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に規定する信用協同組合）
- ケ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人）
- コ 都内の市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 第 2 項に規定する普通地方公共団体のうち、都内のもの）及び都内の区（地方自治法第 281 条第 1 項に規定する都の区）

(2)都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること。

(3)政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

(4)公序良俗に違反した活動をしていないこと。

(5)過去 5 年間に重大な法令違反等がないこと。

(6)法人事業税その他租税の未申告又は滞納がないこと。

(7)都に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っていないこと。

(8)国、都道府県、区市町村等から補助を受けている若しくは過去に受けたことがある場合、不正等の事故を起こしていないこと。

(9)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立や手続中、私的整理手続中等、事業の継続について不確実な状況が存在しないこと。

(10)会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条により休眠会社として解散したものとみなされないもの

(11)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に掲げる店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行っていないこと。

- (12) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当しないこと。
- (13) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- (14) 同一年度において第 10 条で定める交付決定を受けている団体ではないこと。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に該当し、かつ、別表に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、知事が適当と認めた経費
- (2) 交付決定の日から当該年度の 3 月 12 日までの期間に実施完了した経費
- (3) 補助対象事業のみに使用されるとともに、他事業の経費と明確に区分できる経費
- (4) 補助対象事業への使途、単価、規模等が明確であるとともに、補助対象事業の性格や社会通念上、妥当と思われる経費
- (5) 財産取得となる場合には、所有権が実施主体に帰属する経費
- (6) 国や地方公共団体からの補助金・助成金若しくは交付金を充当していない経費

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象事業に関し協賛金や寄附金等の収入がある場合には、これらを控除した額）の 2 分の 1 である。

- 2 前項により算出した金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。
- 3 補助限度額は、1 補助対象事業当たり、5,000,000 円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、知事に対し、補助金交付申請書（別記第 1 様式）により申請しなければならない。

（補助金の交付審査）

第 8 条 知事は、実施主体から前条の規定による補助金の交付申請があった事業について、申請書及び添付書類の確認や、必要に応じて行う現地調査など、補助金の交付決定のために必要な審査を行う。

（交付決定及び通知）

第 9 条 知事は、実施主体から第 7 条の規定による補助金の交付申請のあった事業につい

て、予算の範囲内において、補助金交付に当たっての条件を付して、補助金の交付又は不交付を決定する。

- 2 前項の規定により、交付を決定した場合は補助金交付決定通知書（別記第2様式）により、また、不交付と決定した場合は補助金不交付通知書（別記第2-2様式）により、実施主体に通知する。

（交付申請の撤回）

第10条 知事は、前条第2項の規定による通知を行う場合において、実施主体が当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に交付申請の撤回をすることができる旨を通知する。

- 2 実施主体は、前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助対象事業に関する変更の承認）

第11条 実施主体は、補助金の交付決定後、第7条の規定による申請をした補助対象事業の内容等を変更する場合は、あらかじめ、知事に対し、その理由を記載した変更承認申請書（別記第3様式）を申請し、その承認を得なければならない。

（遂行命令等）

第12条 知事は、補助対象事業の円滑で適正な執行を図るために必要があるときは、実施主体が第13条に基づき提出する実績報告書や、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、実施主体に対して補助対象事業の運営や経理等の状況について検査を行い、又は報告を求めるものとする。

- 2 前項の規定による検査又は報告の結果、補助対象事業が第9条の交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、その実施主体に対し、交付決定の内容及び条件に従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずること（以下「遂行命令」とする）ができる。
- 3 実施主体は、前項の規定に基づき、遂行命令の通知を受けたときは、これに応じなければならない。
- 4 実施主体が第2項の遂行命令に違反したときは、知事は実施主体に対して当該補助対象事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第13条 実施主体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書（別記第4様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告書については、補助対象経費に係る写真や帳票など、その使用や支払いなど

が明確となる書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、第9条による交付決定を行った場合は、補助金の額を確定するために、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。

- 2 前項による審査の結果、補助対象事業の成果が、補助金交付に当たっての条件（書類に不備が無い等）等に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。
- 3 前項による交付補助金の額は、額の確定通知書（別記第5様式）により、当該実施主体に速やかに通知する。

(是正のための措置)

第15条 知事は前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

(補助金の支払)

第16条 実施主体は、第14条による額の確定通知を受けた場合において、補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払の請求書（別記第6様式）を知事に提出しなればならない。

- 2 知事は、前項による請求書の提出があった場合には、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、実施主体が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。
 - (3) 廃業、倒産等により補助対象事業の実施が客観的に不可能となったとき。
 - (4) 第4条で定めた補助対象事業の実施主体の要件のいずれかに該当しないとき。
- 2 前項の各号の一に該当する場合は、交付決定の内容又はこれに付けた条件を変更することができる。
 - 3 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に実施主体に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 知事が第17条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、実施主体は、当該命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が補助金の返還を命じた場合において、実施主体が定められた納期日までに納付をしなかったとき、実施主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第20条 前条第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第21条 第19条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第22条 実施主体は、補助対象事業に係る経理について收支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(非常災害の場合の措置)

第23条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の実施主体の措置については、知事が指示するところによる。

(委任)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日より施行する。

別表（第5条関係）

費目		補助対象経費
1	人件費	<p>○補助対象事業の実施に係る人件費</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体の内部職員等の経常的人件費 <p style="margin-left: 2em;">〔ただし、給与等が支払われていない内部職員等が補助対象事業に直接携わった部分の経費は補助対象経費にできる。〕</p>
2	謝礼金	<p>○補助対象事業において、都民等が都市復興プロセスを学ぶための講師・講演者等への謝礼金</p> <p style="margin-left: 2em;">〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師・講演者等としての妥当性を判断するため、経歴等の証明が必要 ・団体へ支払う場合には、1団体当たり 100,000 円を限度額とする。 <p style="margin-left: 2em;">〕</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体への謝礼金 ・町会・自治会の役員への謝礼金 ・補助対象経費総額の 5 割を超える謝礼金 ・現金以外の物品等による謝礼 ・公務員の公務に対する謝礼
3	広報費	○補助対象事業の募集案内に係る都民等への広報活動資料の作成費
4	教材費	○補助対象事業において都民等が都市復興プロセスを学ぶための教材の購入・製作費
5	会場費	<p>○補助対象事業を実施する会場の使用料や設営・撤去に係る費用</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業以外の事業でも使用する会場費 ・補助対象経費総額の 5 割を超える会場費

費目		補助対象経費
6	物品購入費	<p>○補助対象事業を実施する上で必要となる消耗品・食料品・資材の購入費</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール類 ・贈答品・景品 ・金券類（図書カードなど） ・娯楽性が高い物品（花火、カラオケ機器等） ・購入単価が、一つ当たり税抜50万円以上の物品
7	役務費	<p>○補助対象事業を実施する上で必要となる各種サービスの使用料</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料 ・代引き手数料 ・ガソリン代 ・交通費（電車、バス、タクシ一代等） ・駐車場代 ・光熱水費（電気代、水道代、ガス代など） ・電話代 ・ホームページの更新手数料 ・電波利用料
8	委託料	<p>○補助対象事業を効率的・効果的に実施するための委託経費</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費総額の5割を超える委託料は対象外
9	工事費	<p>○補助対象事業のために必要となる工事の経費</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費総額の5割を超える工事費は対象外

第1様式（第7条関係）

年　月　日

東京都知事 殿

団体所在地：

事業者名：

代表者職氏名：

印

**地域協働復興の普及啓発事業補助金
交付申請書**

下記のとおり事業を実施したいので、別紙の書類を添えて、補助金の交付を申請します。

補助対象事業名				
補助対象事業の概要				
補助対象事業の期間	年　月　日～	年　月　日		
イベント等の実施場所				
事業費	総額	千円		
	補助対象経費	千円	交付申請額	千円
	備考			

※ 補助対象事業の期間は、イベント等の期間だけでなく、準備期間や後片付け期間も含む期間を記載してください。

第2様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

団体所在地【所在地】

事業者名【法人名】

代表者職氏名【代表者職氏名】様

東京都知事
小池百合子

地域協働復興の普及啓発事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

第1 補助金の内容

補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及びその内容は、申請書及び添付資料に記載のとおりとする。

第2 補助金交付決定額

円

第3 補助対象経費

補助対象となる経費は、【交付決定日】から【補助対象期間終了日】の期間に実施完了した経費とする。

第4 実施主体の責務

補助対象事業の実施主体（以下「実施主体」という。）は、【交付決定日】から【補助対象期間終了日】までに補助対象事業を完了しなければならない。

第5 交付申請の撤回

知事は、交付決定通知を行う場合において、実施主体が当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に交付申請の撤回をすることができる旨を通知する。

2 実施主体は、前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞な

くその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第6 指定事業に関する変更の承認

実施主体は、補助金の交付決定後、交付申請をした指定事業の内容等を変更する場合は、あらかじめ、知事に対し、その理由を記載した変更承認申請書を申請し、その承認を得なければならない。

第7 遂行命令等

知事は、指定事業の円滑で適正な執行を図るため必要があるときは、実施主体が提出する実績報告書や、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、実施主体に対して指定事業の運営や経理等の状況について検査を行い、又は報告を求めるものとする。

- 2 前項の規定による検査又は報告の結果、指定事業が交付決定の内容及び条件に従って遂行されていないと認めるときは、その実施主体に対し、交付決定の内容及び条件に従って当該指定事業を遂行すべきことを命ずること（以下「遂行命令」とする）ができる。
- 3 実施主体は、前項の規定に基づき、遂行命令の通知を受けたときは、これに応じなければならない。
- 4 実施主体が第2項の遂行命令に違反したときは、知事は実施主体に対して当該指定事業の一時停止を命ずることができる。

第8 実績報告

実施主体は、指定事業が完了したときは、速やかに実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 実績報告書については、指定事業経費に係る写真や帳票など、その使用や支払いなどが明確となる書類を添付しなければならない。

第9 補助金の額の確定

知事は、交付決定を行った場合は、補助金の額を確定するために、提出された実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。

- 2 前項による審査の結果、指定事業の成果が、補助金交付に当たっての条件（書類に不備が無い等）等に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。
- 3 前項による交付補助金の額は、額の確定通知書により、当該実施主体に速やかに通知する。

第10 是正のための措置

知事は審査の結果、指定事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

第11 補助金の支払

実施主体は、額の確定通知を受けた場合において、補助金の支払を受けようとするときは、

補助金支払の請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項による請求書の提出があった場合には、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに支払うものとする。

第12 交付決定の取消し

知事は、実施主体が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。
 - (3) 廃業、倒産等により補助対象事業の実施が客観的に不可能となったとき。
 - (4) 補助対象事業の実施主体の要件のいずれかに該当しないとき。
- 2 前項の各号の一に該当する場合は、交付決定の内容又はこれに付けた条件を変更することができる。
 - 3 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

第13 補助金の返還

知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に実施主体に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

第14 違約加算金及び延滞金

知事が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、実施主体は、当該命令に係る補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 知事が補助金の返還を命じた場合において、実施主体が定められた納期日までに納付をしなかったとき、実施主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。

第15 違約加算金の基礎となる額の計算

違約加算金の納付を命じた場合において、実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てる。

第16 延滞金の基礎となる額の計算

延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控

除した額によるものとする。

第17 補助金の経理等

実施主体は、補助対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

第18 非常災害の場合の措置

非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の実施主体の措置については、知事が指示するところによる。

第2－2様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

団体所在地【所在地】

事業者名【法人名】

代表者職氏名【代表者職氏名】様

東京都知事
小池百合子

地域協働復興の普及啓発事業補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記の補助金については、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、通知します。

記

1 不交付決定の理由

2 特記事項

第3様式（第11条関係）

年　月　日

東京都知事 殿

団体所在地：

事業者名：

代表者職氏名：

印

地域協働復興の普及啓発事業補助金変更承認申請書

年　月　日付　第　号をもって交付決定の通知があつた補助対象事業の内容について、下記のとおり変更承認申請します。

記

1 事業名

2 変更内容（下記のいずれかにチェック）

- 実施主体（名称又は所在地等）
- 補助対象期間
- 実施場所
- 事業費
- 補助金交付決定額
- その他

3 変更の内容及び理由（事業費、補助金交付決定額を変更する場合は別表のとおり）

変更前：

変更後：

4 添付資料

○補助事業者に関する変更について

(1)名称の変更

登記簿謄本（履歴事項全部証明書）1通（発行から3か月以内）

印鑑証明書 1通（発行から3か月以内）

(2)所在地や代表者の変更

登記簿謄本（履歴事項全部証明書）1通（発行から3か月以内）

第4様式（第13条関係）

年　月　日

東京都知事 殿

団体所在地：

事業者名：

代表者職氏名：

印

地域協働復興の普及啓発事業補助金実績報告書

年　月　日付 第　号をもって交付決定の通知があった補助対象事業の完了の実績について、下記のとおり報告いたします。

記

1 事業名称 []

2 実施場所 []

3 上記報告区分に係る補助対象事業実施期間
年　月　日～年　月　日

4 補助対象事業実施内容及び成果・・・・・・(付表1)

5 支払総括表、明細表・・・・・・・・(付表2)

6 補助対象資産表・・・・・・・・(付表3)

7 提出書類

- (1) 補助対象事業の実施に係る見積書、契約書、注文書、注文請書、納品書、検収書、請求書、振込控、領収書等
- (2) 人件費関係書類（作業日報兼人件費個別明細表 等）
- (3) 補助対象事業の成果を明らかにするための
 - ①写真 ②図面 ③資料 ④報告書等

第4様式（付表1）

補 助 対 象 事 業 実 施 内 容 及 び 成 果

(1) 事業内容

(2) 事業の経過（日程を含む）

(3) 事業の成果

(4) 成果に対する今後の見通し・展開等

第4様式(付表2)

経費区分別支払明細表

事業者名 :

事業名 :

経費区分 :

(単位:円)

品 名	経費明細			支払額(税込) (A)	対象外経費 (B)	補助対象経費 (A-B)	契 約 年月日	支 払 年月日	領 収 年月日	支払先企業名	支出番号
	仕様	数量	単価							支払方法(いずれかに○)	
						0					—
						0				現 金 ・ 振 込	—
						0				現 金 ・ 振 込	—
						0				現 金 ・ 振 込	—
						0				現 金 ・ 振 込	—
						0				現 金 ・ 振 込	—
						0				現 金 ・ 振 込	—
						0				現 金 ・ 振 込	—
						0				現 金 ・ 振 込	—
						0				現 金 ・ 振 込	—
合計				0	0	0					

(注1) 経費区分別に一連番号を付し、領収書類にも同一番号を記入し、企業ごと、支払ごと、支払日順に記入してください。

<例> 工-1、工-2、貲-1、備-1、備-2 等

(注2) 対象外経費(消費税等)欄(B)は、支払金額(A)に含まれる消費税、代引き手数料、クレジットカードにより付与されるポイント相当金額などの合計金額を記入してください。

(注3) 年月日は、「30.8.13」のように記入してください。

(注4) 必要に応じ、行を挿入してください。

支 払 総 括 表 (完了)

(単位:円)

経費区分	支払金額A (税込)	補助対象外経費B	補助対象経費 (A-B)	備考
1 人件費				
2 謝礼金				
3 広告費				
4 資材・教材費				
5 会場費				
6 物品購入費				
7 役務費				
8 委託料				
9 工事費				
合計	0	0	0	

第4様式（付表3）

補助対象資産表（購入単価10万円以上一覧表）

資産の種類		取得年月	取得価格
有形固定資産		年　月　日	万円
		年　月　日	万円
		年　月　日	万円
		年　月　日	万円
		年　月　日	万円
		年　月　日	万円
		年　月　日	万円
		年　月　日	万円
		年　月　日	万円
		年　月　日	万円
無形固定資産	特許権	年　月　日	万円
	実用新案権	年　月　日	万円
	意匠権	年　月　日	万円
	商標権	年　月　日	万円

第5様式（第14条関係）

第
平成 年 月 号

団体所在地【所在地】
事業者名【法人名】
代表者職氏名【代表者職氏名】様

東京都知事
小池百合子

地域協働復興の普及啓発事業補助金額確定通知書

標記の補助金について、下記のとおり下記のとおり額を確定しましたので、通知します。

記

1. 補助対象事業の名称
2. 補助金の交付決定額
3. 補助金の額の確定額
4. 特記事項

第6様式（第16条関係）

年　月　日

東京都知事 殿

団体所在地：

事業者名：

代表者職氏名：印

地域協働復興の普及啓発事業補助金請求書

年　月　日付　第　号をもって額の確定通知があつた補助金について、下記のとおり請求いたします。

記

1 事業名

2 補助金請求額

_____円